新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| **高知県地域林業総合支援事業実施要領**  第１～第３　略  　第４　事業計画の決定  （１）計画のヒアリング  　林業事務所長、木材産業振興課長及び関係する所属長（以下「所長等」という。）は、実施計画協議書の提出があった場合は、事業計画のヒアリング等を行うものとする。  　なお、補助事業者はヒアリングに際し、事業計画の内容が、機械、施設等の購入又は設置の場合は、別紙４の機械及び施設等の利用計画を、事業主体が林業者等の組織する団体（３名以上で組織する林業・木材生産を業とする団体）の場合は団体の設立の根拠となる規約等を提出するものとする。  　（２）～（４）略  第５　略  別紙１～別紙５　略  別記  高知県地域林業総合支援事業審査基準  １．採択基準　略  （１）地域の実情や住民ニーズに即応した適切な目標設定が行われていること。  　　　＜審査事項＞  　　　　・課題把握の的確性（森林荒廃の改善、木材需要の喚起等）  　　　　・設定目標の妥当性（森林資源の循環的利用、環境への貢献、雇用の創出等）  ・政策形成方針の明確性（市町村計画に明確かつ重要な位置付け等）  　　　　・地域における公益性（事業主体以外の受益等）  　（２）略  　（３）略  　（４）事業推進に向けた環境が整っていること。  ＜審査事項＞  　　　 ・関係者の合意形成状況（合意形成度合、地域全体の支持度合等）  ・推進体制（実施に向けた推進体制度合）  ・収入確保の見通し（販売先との連携等）  　（５）略  （６）略  （７）その他  次に掲げる事業は採択しない。  ・　他の補助事業で実施可能と見込まれる事業  ・　公用施設整備、運転資金、維持管理に係る事業その他補助事業の趣旨に合わない事業  ・　生産性の向上等事業効果が期待できない単なる機械、施設等の更新事業  ・ 事業完了後に継続した効果が期待できない単発的なイベント事業  ・　林業雇用創出事業については、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第45号）に基づく改善計画の認定を受ける予定がない林業事業体が実施する事業  ２～４　略  別紙　略 | **高知県地域林業総合支援事業実施要領**  第１～第３　略  　第４　事業計画の決定  （１）計画のヒアリング  　林業事務所長及び木材産業振興課長（以下「所長等」という。）は、実施計画協議書の提出があった場合は、事業計画のヒアリング等を行うものとする。  　なお、補助事業者はヒアリングに際し、事業計画の内容が、機械、施設等の購入又は設置の場合は、別紙４の機械及び施設等の利用計画を、事業主体が林業者等の組織する団体（３名以上で組織する林業・木材生産を業とする団体）の場合は団体の設立の根拠となる規約等を提出するものとする。  　（２）～（４）略  第５　略  別紙１～別紙５　略  別記  高知県地域林業総合支援事業審査基準  １．採択基準　略  　（１）地域の実情や住民ニーズに即応した適切な目標設定が行われていること。  　　　＜審査事項＞  　　　　・課題把握の的確性（森林荒廃の改善、木材需要の喚起等）  　　　　・設定目標の妥当性（森林資源の循環的利用、環境への貢献等）  ・政策形成方針の明確性（市町村計画に明確かつ重要な位置付け等）  　　　　・地域における公益性（事業主体以外の受益等）    （２）略  　（３）略  　（４）事業推進に向けた環境が整っていること。  ＜審査事項＞  　　　 ・関係者の合意形成状況（合意形成度合、地域全体の支持度合等）  ・推進体制（実施に向けた推進体制度合）    　（５）略  （６）略  （７）その他  次に掲げる事業は採択しない。  ①　他の補助事業で実施可能と見込まれる事業  ②　公用施設整備、運転資金、維持管理に係る事業その他補助事業の趣旨に合わない事業  ③　生産性の向上等事業効果が期待できない単なる機械、施設等の更新事業  ④ 事業完了後に継続した効果が期待できない単発的なイベント事業    ２～４　略  別紙　略 |